

山梨県公報

第六百八十九号

令和八年

九月二十四日

木曜日

目次

告 示

- 保安林の指定の予定
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域変更（三件）
 - 建築基準法に基づく道路位置指定
 - 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託
- ### 企 業 局
- 落札者の決定について

告 示

山梨県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町下佐野字宇登田三四三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇登田三四三（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 葎線	葎市中田町中條字城山四 五三三番一地从先から 葎市中田町中條字城山四 五八七番一地先まで	一九三・四	令和八年九 月二十四日

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

南アルプス市有野字北新田三四二四番地 先から 南アルプス市飯野新田字町東九三二番の 三地先まで	区間					
	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)				
	旧	延長 (メートル)				
	新					
	五・四〇 四三・五	一〇三九・八	一一・六〇 四九・三	三二二七・〇	一一・六〇 一一六・八	三九七一・一

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
都留市大幡字先明神二八六〇番三地先から 都留市大幡字宮地前二四七五番一地先まで		旧	六・二〇 一三・一	三四五・三
		新	六・八〇 二八・三	三四五・三

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大幡初狩線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
都留市大幡字溝下二八二〇番一地从ら 都留市大幡字北海戸二七〇七番三地从 ま	新	旧		六・〇 一四・三	一四九・五
				六・〇 一四・三	一四九・五
				一〇・八 六三・五	二九七・三

山梨県告示第二百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定の年月日 令和八年九月十五日
- 二 指定道路の位置 甲州市塩山下於曾字間ノ田七百三十三番九及び七百三十四番十一
- 三 指定道路の幅員 四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十九・八八メートル

山梨県告示第二百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年九月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 笛吹農業協同組合 山梨県笛吹市八代町南五百六十一番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年八月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年八月一日から令和九年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納入から納付を受ける方法 現金又は口座振込

企業局

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年九月二十四日

山梨県公営企業管理者 齊 藤 武 彦

一 工事名 西山発電所 水車発電機等改修工事（継続）

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

1 名称 山梨県企業局電気課

2 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和八年九月九日

四 落札者の名称及び住所

1 名称 富士電機株式会社

2 住所 東京都品川区大崎一丁目十一番二号

五 落札金額 六十億五千万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式に係る一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和八年七月二十七日